

# 契約関係における情報提供義務（七）

——非対等当事者間における契約を中心にして——

宮下修一

## 目次

### 第一章 序論

#### 第一節 問題の所在

#### 第二節 本稿の目的と構成

### 第二章 わが国における具体的な問題状況

#### 第一節 統計調査による問題状況

#### 第二節 特別法上の諸規定による解決とその問題点

### 一 緒論

二 従来の「業法」による規制とその限界（以上、一八五号）

三 消費者契約法による保護とその限界

四 金融商品販売法による保護とその限界

五 小括（以上、一八七号）

第三節 民法上の諸規定による解決とその問題点

第三章 ドイツにおける情報提供義務をめぐる議論状況

第一節 はじめに

第二節 ドイツ法における情報開示に関する規定とその限界（以上、一九三号）

第三節 情報提供義務の根拠をめぐる議論

第四節 情報提供義務の具体的な根拠を探求する見解の検討

——いわゆる「動的システム論」による基礎づけの試みを中心に  
(以上、一九四号)

第五節 情報提供義務の具体化を志向する見解の検討

第六節 情報提供義務に関するBGB上の諸法理の相互調整

第七節 小括（以上、一九五号）

第四章 わが国における情報提供義務をめぐる議論状況（以上、一九七号）

第五章 情報提供義務に関する各論的検討・その1——商品先物取引——

第一節 商品先物取引をめぐる問題状況の概観（以上、本号）

第二節 商品先物取引に関する裁判例の分析

——国内公設市場における商品先物取引被害を中心に

第三節 小括

第六章 情報提供義務に関する各論的検討・その2——フランチャイズ契約——

## 第五章 情報提供義務に関する各論的検討・その1—商品先物取引—

### 第一節 商品先物取引をめぐる問題状況の概観

#### 一 商品先物取引とは何か

日本商品先物取引協会（以下、「日商協」という）が発行する「商品先物取引委託のガイド」によれば、先物取引とは、「将来の一定時期に物を受渡しすることを約束して、その価格を現時点で決める取引」であると説明される。<sup>(1)</sup>商品先物取引は、本来、商品の価格変動のリスクを軽減し、安定した取引を可能にするいわゆるリスク・ヘッジ機能を果たすものであり、約定した期日において現物を引き渡してもらうことももちろん可能である。しかし、約束の期日が到来する前にいつでも反対の売買をすることで、「売り」や「買い」の契約を相殺し、その差額を清算して取引を終了するという「差金決済取引」によるのが通常である。また、契約締結という観点から具体的にみると、商品先物取引は、まず当該取引全体に関する基本委託契約を締結し、それに基づいて個別の取引が行われることに個別の契約が締結されることになる。

また、商品先物取引は、総取引金額の五〇一〇パーセント程度の委託証拠金を預託すれば開始することができ

る。しかしながら、商品相場自体、その商品の特性や世界情勢等によつて複雑に変動するものであるため、場合によつては委託証拠金に比して大きな利益を生むこともあるが、逆に多大な損失をこうむる可能性もある。その意味で、商品先物取引は、非常に投機性の強い、ハイリスク・ハイリターンな取引でもあるといえる。

このように商品先物取引は、リスクという観点からすると、一方でリスク・ヘッジ機能を果たし、一方でその投機性からハイリスクであるという二面性をもつ取引であるが、わが国においては、本来のリスク・ヘッジ目的で行われることはきわめて少なく、むしろ投機目的で行われることがほとんどである。ある新聞報道によれば、アメリカと日本では、以下のような違いがあるとされる。アメリカでは、例えば価格変動の激しい穀物を生産する農家といつたヘッジヤー（当業者）や機関投資家など、実際に先物取引を必要とする実需家の参加がほとんどを占めているという。<sup>(3)</sup>これに対し、日本の商品取引所の一〇〇一年中の売買高は過去最高の一億二一〇〇万枚（「枚」とは市場での取引単位をいう）を記録したが、その「参加者の八一九割までが個人」であるとされる。そしてこのような状況の中、個人取引中心の日本の商品先物市場が海外のデイーラーから狙い打ちされ価格が大きく変動するなど、日本では「実需家の不在から価格形成のゆがみが目立つ」とも評されている。<sup>(4)</sup>実際、やや古い資料ではあるが、旧通商産業省産業政策局商務課の調査によれば、商品先物取引の委託玉全体のうち一般顧客筋の委託玉が占める割合は、昭和三五年度には三三・三パーセントであったが、その後増減を繰り返しつつも、昭和四八年度には実に六九・一パーセントを占めるにいたつてゐるのである。<sup>(5)</sup>

以上の状況をふまえると、わが国における商品先物取引への参加者は、本来、そこに参加する必要のない個人顧客が大半を占めており、かつ、先物取引業者の勧誘を契機とした投機目的によるものがほとんどであるといえる。ただし、次節における裁判例の分析からも読みとれるように、多くの場合、この投機目的を顧客自らが当初から有

しているわけではなく、先物取引業者の勧誘を受ける際に高い利益を得られる可能性を強調されることによつて、業者の強いイニシアティブのもとに取引に引き込まれることになる。ところが、その際に取引のもつリスクが説明されず、あるいは十分な説明を受けずに、いわば素人である個人顧客がその危険性を理解しないまま商品先物取引に関する契約を締結した結果、後に莫大な損害が発生してトラブルへと発展するケースが後を絶たない。実際、商品先物取引を所轄する農林水産省と旧通商産業省（現経済産業省）の「委託者保護に関する研究会」が平成九年九月八日に出した「中間とりまとめ」<sup>(7)</sup>と平成一〇年六月三〇日に出した「（最終）とりまとめ」<sup>(8)</sup>では、商品先物取引の委託者のうち実に八割までが最終的な収支が損失に終わっているとの結果が示されている（具体的な数値については、二二九頁を参照）。実際、「中間とりまとめ」を引用して、商品先物取引の危険性を指摘する裁判例も存在する<sup>(9)</sup>。このように顧客に損害が発生するケースが多いというのは、なにも近時のみに限られた傾向ではない。昭和四〇年代後半の裁判例にあっても、「穀物の先物取引は……過去その無知が原因となつて多数の顧客が回収不能の損害を蒙つてゐることは公知の事実である」と指摘するものも存在するのである<sup>(10)</sup>。

このような状況の中、商品先物取引は、バブル崩壊後の不況にもかかわらずますます拡大を続けている。日商協の統計資料をみても、平成に入つてからの一三年間に、勧誘にあたる登録外務員の数が約一・五倍、委託者の数が約一・四倍、委託者一人あたりの預かり委託証拠金額はほぼ横ばい、出来高枚数（取引回数）が約三・三倍、取引金額が約四倍となつていて<sup>(11)</sup>。また、専業型商品取引員（顧客からの委託の取次ぎを専門に扱う商品取引業者）八四社における経常収益に占める委託手数料収入の割合は、平成一三年度には一社平均で九〇・一パーセントという高率となつている<sup>(12)</sup>。ここからは、外務員が個人顧客をターゲットとして取引を拡大させ、一人あたりの委託手数料金額は横ばいはあるものの、数多くの顧客を取り入れて全体の取引回数を増やしていいる結果、手数料稼ぎを

はじめとして、客殺し商法など種々の手口により、高額の被害に遭う可能性のある一般顧客の数も拡大している状況が読みとれるであろう。

以上の点に鑑みれば、第一章でも述べたように、商品先物取引は投機目的の取引でありながら消費者取引の側面を色濃くもつといえる。また、そのトラブルは、取引内容もさることながら、先物取引業者の勧誘形態に起因するものが多く、かつ当事者間に著しい情報格差が存在することから、いわば情報提供義務ないし説明義務が典型的に問題となるケースが数多く含まれている。

そこで本章では、情報提供義務ないし説明義務の各論的検討の対象として、まず商品先物取引を取り上げる。以下においては、商品先物取引に関する裁判例であつて一般大衆の被害が顕在化してきた昭和四〇年代以降のもののうち、筆者が探しえた限りで三〇〇件を超える公表裁判例の分析をもとに、検討していくこととした<sup>(13)</sup>（なお、裁判例の具体的な検討は紙幅の関係で次回に譲るが、本章で中心的に取り上げる国内公設市場における商品先物取引に関する裁判例については、後掲「国内公設市場における商品先物取引裁判例一覧表」を参照されたい。また、同様に紙幅の関係により、国内私設市場および海外市場における先物取引に関する裁判例の一覧表は、次回掲載する）。

## 二 商品先物取引による被害の現状

### (1)

#### 商品先物取引被害の歴史

まず、わが国の商品先物取引被害の歴史について、いくつかの文献を参考しながら振り返ってみるとしよう。

わが国においては、歐米とは異なり、株式取引所よりも先に商品取引所が発生した。これは、江戸時代には、米がわが国の経済の中心をなしており、米価の安定こそが徳川幕府の最重要政策であったことに起因している。<sup>(14)</sup> すなわち、当時、大名諸侯は大阪の藏屋敷に米を運びそこで米を換金していたが、豊作・凶作にかかわらず、一定の時期に米を事前に約定した価格で売却することとすれば、大名諸侯の財政は安定し、さらに米価も一定の価格で維持できると考えられたのである。そこで、大阪における堂島帳合米市場の公認などを経て、商品取引所は、わが国独自の制度として発展してきた。<sup>(15)</sup>

明治時代に入つても、初期の段階では米価の安定の要請は変わらず、明治時代に入り一時期取引所の開設が禁止されたこともあつたがすぐに復活し、商品取引所は引き続き隆盛をきわめた。この間、明治政府は、明治六年から七年にかけて発行された金札引換公債・家禄引換公債等、諸公債を流通させるために、明治七年にロンドン株式取引所の規則をそのまま直訳する形で「株式取引条例」を制定した。その際、米などの商品取引所も同時に規制しようとしたが、わが国これまでの旧慣旧習と大きく異なるため反発が強まり、米穀に関しては証券と異なる取り扱いがなされることとなつた。<sup>(16)</sup>

その後、対象商品も米以外の商品に拡張されるなど拡大する中で、明治二六年に「取引所法」が制定されるに至つたが、結局のところ、外國からの制度導入の試みは「全敗に帰した」結果となり、取引所法は「本邦独自の制度」として確立されることとなつた。<sup>(17)</sup> 商品先物取引は、日中戦争の勃発により物品の配給制度が確立されたことに伴い商品取引所が解散されたため休止されたが（旧取引所法は、昭和二三年の新しい証券取引所法制定に伴い、「商品取引所法」と名称変更）、戦後の昭和二五年に旧法の全面改正という形で新たに「商品取引所法」が制定されたことで復活したのである。<sup>(18)</sup>

このように戦後新たな商品取引所法のもとで取引が開始されたが、制定当初は、商品取引をめぐる紛争は、あまり多くはなかつた。商品取引の投機性や危険性は江戸時代からも、つとに認識されてきたところであるが、明治時代から戦前、そして戦後の混乱期にかけても、商品取引に参加する者は投機に積極的に関心を示すいわゆる「相場師」が多かつたこともあり、社会的に大きな問題を生じることはなかつた。<sup>(19)</sup>また、制定当初の「商品取引所法」は、自由経済への基盤が整う中で行われた「占領下における自由主義を徹底した立法の一つ」であるともいわれ、商品取引員の自主性を最大限尊重することを主眼としていた。そのため、取引所に所属する会員も「許可制」ではなく「登録制」を採用し、行政当局の干渉は最小限に抑えられ、一般大衆を念頭においていた委託者保護という観点はまったく存在しなかつた。<sup>(20)</sup>

ところが、昭和二七年の商品取引所法改正により、商品外務員制度が導入されてから状況が次第に変わり始めた。それまでは、投機を不健全なものとみなす風潮もあつて、商品取引は、委託者が商品取引業者の元を來訪して注文を行うという、いわば「客を待つ商売」であり、一般大衆との間で紛争が発生することはほとんどなかつた。<sup>(21)</sup>ところが外務員制度が導入されてから、商品取引業者のセールス活動が行われるようになる。そして、昭和三〇年代に入り、「もはや戦後ではない」という言葉が象徴するように、経済が復興するにつれて一般大衆にも資金的な余裕が生じ、土地や証券取引などへの投資も活発になってきた。また、「登録制」であるため、商品先物取引の投資性に着目して商品仲買人（現行法上の「商品取引員」＝商品取引業者）となるものが急増するとともに、その外務員が外交活動により積極的な顧客の獲得競争を始めたため、従来の顧客を相手にしているだけでは生き残りを図ることができなくなつた。そのため、商品先物取引の知識をほとんどもたない一般大衆をターゲットとした勧誘活動が積極的になされることとなり、それら一般大衆との間での紛争が多発するという状況が生じてきたのである。<sup>(22)</sup>實際

に、当時の商品取引所のにおける商品仲買人と一般委託者の紛議件数は、昭和三七年には一九二件であったのに、昭和三八年には三三五件、昭和三九年には五四七件と急増している。<sup>(23)</sup>

そこで、業者間の取引を念頭において今までの商品取引所法ではこのような状況に対応できなくなつたこともあつて、一般大衆の参加を前提に委託者保護を図るため、昭和四二年に、商品取引員（商品取引業者）を登録制から許可制とし、また不当勧誘や一任売買を禁止するなど商品取引所法の大改正がなされた。その後も、昭和五〇年に、商品先物取引の受託に際して説明書の交付を義務づけるなどの改正がなされたが、紛争は一向に減らないどころか、後述する国内私設市場における取引をめぐるトラブルなどが頻発した。そこで、平成二年に委託者保護を法的目的に盛り込み、国内私設市場の開設禁止や委託者資産の分離保管、紛議処理体制の整備などを定めた改正を行つた。<sup>(24)</sup>

さらに平成一〇年には、「国際水準の商品先物市場の整備」のための諸改革を提言した商品取引所審議会答申<sup>(25)</sup>を受け、商品先物取引の国際化に伴う取引活性化を目指して規制緩和を図るため、新規商品上場の認可基準の緩和や委託手数料の段階的自由化（平成一六年末に完全に自由化される予定）などを定めるとともに、商品先物取引業者が委託を受けた際の誠実公正原則や、委託者に関する適合性原則の導入など、委託者保護の強化を目的とした大改正がなされて、今日に至っている。<sup>(26)</sup>

なお、平成一五年度には、平成一六年度末に予定されている委託手数料の完全自由化を控え、商品取引業者が破綻した場合を想定して、業者による委託証拠金の保管の原則禁止やクリアリングハウス（商品取引所とは別の清算機関<sup>(27)</sup>）の創設など、機関投資家等の大口顧客の参加を促し市場拡大を図るために改正へ向けた検討が行われている。<sup>(28)</sup>

## (2) 商品取引をめぐる紛争の背景

## (a) 二つの背景——商品取引業者の問題性と主務官庁の姿勢

以上のような数次にわたる法改正を経ても、次の（3）に述べるように紛争が多発する背景には、紛争当事者となる商品取引業者の問題性と、その商品先物業者を監督する主務官庁の姿勢があることを指摘しておく必要がある。

## (b) 商品取引業者の問題性

まず、商品取引業者の問題性については、昭和四二年の商品取引所法改正時にも、商品取引業者も会員であった「全国商品取引所連合会」の解説によつてすでに指摘されている。それによれば、一般大衆の投資意欲の高まりの中で、当時普及したテレビ等の媒体を介して誇大宣伝をしたうえで不当な勧誘を行い、利益保証の約諾のもとに一任取引を繰り返し、あるいは無断売買を行う業者も少なくなく、中には「委託者の取引と勝負をする形で利害の全く相反する取引を商品仲買人自らが行なう『客殺し』の事例もしばしば見うけられた」とされる。<sup>(30)</sup>

現在においても、数多くの紛争の当事者となつている業者の幹部や従業員は、元をたどると人脈的に繋がりがあり、かつ次々と会社を移ることが多い。例えば、ある海外商品先物取引業者に関する調査では、次のような実事が明らかとなつてゐる。「苦情の多い業者をリストアップして、その幹部がもとはどこの業者にいたのかさかのぼる調査を行なうと、海外商品先物取引の業者も大部分はもと国内公設市場の商品取引員のセールスを経験した者である。しかも、その商品取引員は九州の○○取引所の会員として昭和三〇年代半ば頃から勢いを得て被害を多発させてきた業者に行き着く」。このような状況は、「悪質業者が被害を多発させる手口は殆んど同じであつて、いわば金

錢收奪のノウハウともいうべき技術を身につけた集団が集合離散しながらその悪のノウハウは人脈とともに伝授されて拡大されていくものであろう」とも評されている。<sup>32)</sup>また、悪徳商法として詐欺罪に間われ起訴された者の系譜をたどつたある論稿では、公設市場での国内先物取引について営業経験のある者が、国内先物取引の規制強化にとらない、国内私設市場や海外市場における取引へと転じ、さらには豊田商事による金のペーパー商法など、他の取引へと散らばつていった様子が浮き彫りにされている。<sup>33)</sup>

さらに近時、商品取引業者の相当数が、「外国為替証拠金取引」に参入しているが、この外国為替証拠金取引をめぐつても紛争が多発している。外国為替証拠金取引とは、「顧客が相手方（外国為替証拠金取扱業者）に対し、一定の証拠金を預け、証拠金の何倍もの外国為替取引を依頼するものであり、相手方は、その依頼に基づきインターバンク市場（主として銀行を取引の参加者とし、通貨の交換取引をする市場——筆者注）の参加者である銀行などに依頼して、その依頼のとおりの外国為替取引をし、顧客から手数料を取得する取引」をいう。<sup>34)</sup>この取引では、「売り」と「買い」のいずれも取引ができる、一定期間の間に反対売買で決済する。<sup>35)</sup>一定額の証拠金を預託することによって、実際にはその何倍もの取引をする点では、商品取引に類似する。ただし、商品取引とは異なり、外国為替取引が自由化された現在では、事実上所轄官庁がない。<sup>36)</sup>このためもあつてか、外国為替証拠金取引による被害が急増している。新聞報道によれば、「ある仲介業者は『新規に取引を始める人の九割がドルなど外貨の買いから始めだが、円高ドル安が急に進んだため、多くの投資家が損を出している』と話」しているとのことである。<sup>37)</sup>近時下された判決では、この外國為替証拠金取引に参入した商品取引業者により外国為替取引を依頼された外国の業者が実際に当該取引を実行していなかつたことが認定され、その外国為替取引の実行行為を前提とする外国為替証拠金取引は「賭博行為に過ぎない」ものと判示されている。そして、外国為替証拠金取引業者たる商品取引業者は、外

国為替取引が実行されないことを知りながら顧客に虚偽の事実を説明したとして、不法行為に基づき顧客の委託した証拠金全額についての損害賠償請求が認容されている。<sup>(38)</sup>

このように、商品取引業者が規制の網をすり抜けてさまざまなかたちで被害を生じさせている点からも、商品取引をめぐる紛争の深刻さをうかがい知ることができる。

#### (c) 主務官庁の姿勢——商品取引業者の保護

次に、商品先物取引を管掌する官庁は、工業品に関しては経済産業省（旧通商産業省）、また農産品に関しては農林水産省であるが、昭和五一年当時、東京穀物商品取引所の企画部長であった森川直司氏により、次のような指摘がなされている。

昭和三〇年代後半から業者による一般大衆への過当勧誘が問題となつたが、同氏の指摘によると、この背景には、昭和三七年三月に、商品取引所法上、商品取引所が会員である商品取引業者から預託を受けることのできない投資信託受益証券を、委託証拠金の充用証券として主務官庁が認容したことがある。しかもこれは、「……当時、取引所事務局の一部に反対論があつたにもかかわらず、商品取引員側の要望に押されて陳情に及んだ取引所の準則改正を主務省は安易に認めた」ために行われた。<sup>(39)</sup>

また、昭和四二年七月に委託者保護をも目的として商品取引所法が大改正され、従来の商品仲買人は昭和四三年一月から三カ年内に主務官庁に申請し、適格性の審査を受けたうえで改めて商品取引員として許可が与えられることとなつた。ところがその猶予期間内に資産内容の充実と取引所への担保率の引き上げが必要であるとして業者間の過当競争がさらに勢いを増し、「この三年間が商取市場最高の売買増大率であった」にもかかわら

ず、「法改正当初、（許可基準についての）主務省の基本的姿勢が示されず、したがって當業姿勢評価基準についても具体的には示されぬままであった」。そして、「商取業界に対する世論が厳しさを増し許可問題が煮詰まつた昭和四五年に至つて、はじめて具体的に當業姿勢評価の基準が主務省から示されたが、それまで業界のこの問題に対する受取り方は、従来の主務省、取引所の姿勢を反映して、紛議を主務省、取引所の目にさらさぬことと理解していた」というのである。<sup>(40)</sup>

さらに、昭和五五年には、昭和四〇年代の終わりから平成のはじめにかけて大きな社会的問題となつた国内私設市場（いわゆる「ブラック・マーケット」）における取引に関して、「商品取引所法八条の逆転解釈」問題が発生した。国内私設市場における取引とは、平成二年に改正される前の商品取引所法が、指定商品制を採用し法律により規制される商品を限定していたために、業者が指定外の商品について開設された私的市場における取引である。具体的にいうと、当時の商品取引所法八条は「何人も、先物取引をする商品市場に類似する施設⋮⋮を開設してはならない」と規定していたが、ここで開設を禁じられている商品市場が指定商品に関するものに限られるか否かが、法律上明確にされていなかつた。ただ、従来の政府解釈においては、同法八条は、政令指定された商品以外の市場開設を禁ずる規定であると考えられていた。しかしこの私的市場では、公的機関の監督がなされなかつたため、委託を受けた業者が実際には市場で取引を行わない、いわゆる「呑み行為」が行われるなどトラブルが頻発することとなつた。<sup>(41)</sup>

ところがそのような状況の下で、昭和五五年四月二三日付で内閣法制局は、商品取引所法八条は、指定商品以外の物品の先物取引をする市場の開設を禁止していいないとする政府見解を示した。その理由は、次のようなものである。価格の形成等が公正に行われることを保障しようとする法の目的からすると、「同条の商品とは指定商品であ

ることは明らかであつて、法の目的には指定商品以外の物品について価格の形成の公正等を図ることは含まれていない。／……／このためには、指定商品について「先物取引をする商品市場に類似する施設」の開設を禁止すれば足りるのであつて、指定商品以外の物品の先物取引をする市場をも禁止して投機の弊害を防止することは同項の適用の範囲外であると考えられる<sup>(42)</sup>。これは、従来の政府見解<sup>(43)</sup>——「同項の禁止がその取り扱う商品の如何を問うことなく、広く『先物取引をする商品市場』と同一の経済的機能を果す施設を対象としていることを示すもの」というべきである」とした昭和二六年二月七日付の政府見解<sup>(43)</sup>——を一八〇度変更するものであつたため、「八条逆転解釈」と呼ばれることとなつた。主務官庁も、一般委託者保護の必要性は認め、ブラック業者に対する指導を強化するとの姿勢は示したもの、法の解釈については「過渡的」であり慎重に議論するという姿勢をとり続けた<sup>(44)</sup>。

この「八条逆転解釈」は龍田節教授をはじめとして学界からの痛烈な批判を受け、また商品取引業者も加盟していた全国商品取引所連合会などからも「わが国でのブラック業者の跳梁跋扈は目に余るものがあり、委託者保護の観点から、正規の商品取引員に課せられている規制と同等の規制を課すべきである。このまま看過すると、商品先物業界全体の信用に傷がついてしまう」との声まであがつた<sup>(45)</sup>。実際に、主務官庁も金私設市場被害の拡大を受けて、昭和五五年に政令を改正し金を指定商品としたが、ブラック業者は、他の商品で私設市場を開設し、なおも被害を拡大し続けた。そのため、この「八条逆転解釈」は、「金先物取引被害から、プラチナ、海外先物取引被害に拡大する契機となつた」とも指摘されている。国内私設市場をめぐる取引に関しては多数の訴訟が提起されたが、新しい政府解釈を否定し指定商品以外にも商品取引所法八条が適用されるとした裁判例が登場するに至つたのである<sup>(46)</sup>。

このような状況を受けて、平成二年の商品取引所法改正により指定商品制が撤廃された結果、八条で私設市場の

開設が全面的に禁止されたこととなつたため、同種の被害は現在では発生していない。しかし、主務官庁を含めた政府の対応が、国内私設市場における被害を助長する結果となつたといわざるをえない。

近時においても、日本弁護士連合会消費者対策委員会からの商品先物取引についての苦情・相談受付件数に関する問い合わせに対し、経済産業省からは回答があつたものの、「農水省関係の商品の場合は相談は主として農水省にいくのであり、同省にも多数の相談が寄せられている」にもかかわらず、農林水産省からは「公表しないことにしている」ということで回答が得られなかつたとのことである。<sup>(49)</sup>

このように、従来からの所轄官庁における商品取引業者に対する取引業者保護の姿勢によって、商品先物取引における一般大衆たる委託者の被害を拡大してきたという面があることは、否めないであろう。現在においても、所轄官庁があたかも紛争の実態を隠すかのようにとられかねない行動をとつてていることは、現行の商品取引所法が掲げる委託者保護の理念を損ないかねないものであると評価せざるをえない。

### （3）社会問題化する商品先物取引

すでに第二章でも商品先物取引に関する被害が大きな社会的問題となつていていることについて触れたが、さらに新しい資料においても、その影響を確認することができる。<sup>(50)</sup>

例えば、平成二三年度に「全国消費生活情報ネットワーク・システム（PIO-NET）」を通して、各都道府県・政令指定都市の消費生活センターから国民生活センターに寄せられた消費生活相談の件数は六二万四七六二件であるが、そのうち商品相場に関する相談は五九八三件である。<sup>(51)</sup> この相談件数が、全体に占める割合は一パーセントほどで第三位であるが、「契約・購入金額及び既支払金額別にみた上位商品・役務等」という項目でみると、契約・購

入金額の合計は約二〇〇億円弱（平均金額六〇〇万円余）で第五位、そして既支払金額の合計は一五五億円余（平均金額六四〇万円弱）で第一位を占めている。<sup>(53)</sup> すなわち、商品先物取引がハイリスク・ハイリターンな取引であることを反映して、一つ一つの事例の金額がきわめて高額な消費者被害となっていることがわかる。

相談の内容をみても、特徴として、「勧誘が強引だつたり、『必ず値上がりする』と言われたのに損をした」というような、いわば不当勧誘や断定的判断の提供が問題となるケースが多い。<sup>(54)</sup>

また、二一五頁でも触れた「委託者保護に関する研究会」の最終とりまとめによれば、平成八年度に寄せられた苦情件数は、旧通商産業者の所管する通算物資関係については一八〇件、農林水産省の所管する農水物資関係については三七〇件と、合計五五〇件に及んでいる。<sup>(55)</sup>

このような商品先物取引による被害が問題となる事例では、ほとんど取引に対する知識をもたない者が自ら取引をする意思がないにもかかわらず商品先物業者による勧誘により取引に入った結果、被害額が非常に高額に及ぶことが多い。この点については、先にあげた農林水産省と旧通商産業省による「委託者保護に関する研究会」の最終とりまとめにおいてさまざま角度からの指摘がなされているので、以下、そこに掲げられている表の数値に従いながら紹介することとしよう。<sup>(56)</sup>

まず顧客が商品先物取引を開始するきっかけをみると、電話勧誘によるものが四二パーセント、飛び込み訪問によるものが二二パーセントと、自らが取引開始を積極的に望んだとはいえないケースが、実に六四パーセントにのぼっている（【表1】参照）。また、委託者の年齢層をみると、各世代にまんべんなく広がっているが、六〇歳以上の委託者が、実に三〇パーセント以上にのぼっている（【表2】参照）。

このような数値からは、本来、商品先物取引に関心のない者が、商品取引業者の積極的な勧誘行為により取引に

契約関係における情報提供義務（七）（宮下）

【表1】商品取引員と取引を行ったきっかけ  
※商品取引員による積極的勧誘が60%強

電話勧誘	42%
飛び込み訪問	22%
友人・知人の紹介	13%
新聞・雑誌等により興味を持った	12%
その他	11%

出所：商品取引員経営構造調査報告書（農林水産省委託調査）

（農林水産省商業課＝通商産業省商務室「委託者保護に関するとりまとめ」〔平成一〇年六月三〇日〕より転載）

【表2】年齢別委託者層  
※60歳以上の委託者が30%

～30歳未満	3%
30歳～40歳未満	20%
40歳～50歳未満	23%
50歳～60歳未満	20%
60歳～70歳未満	23%
70歳～	7%

（年齢不明 4%）

出所：商品取引員経営構造調査報告書（農林水産省委託調査）

（農林水産省商業課＝通商産業省商務室「委託者保護に関するとりまとめ」〔平成一〇年六月三〇日〕より転載）

【表3】委託者の年収  
※1,000万円以下の委託者が80%強

～ 300万円未満	12%
300万円以上～ 500万円未満	26%
500万円以上～ 700万円未満	25%
700万円以上～1,000万円未満	22%
1,000万円以上～	14%

（年収不明 1%）

出所：商品取引員経営構造調査報告書（農林水産省委託調査）

（農林水産省商業課＝通商産業省商務室「委託者保護に関するとりまとめ」〔平成一〇年六月三〇日〕より転載）

入っていく様子が読みとれるであろう。

次に、委託者の資金的な状況についてみてみることとしよう。証券取引と比較すると、商品先物取引の委託者数（＝顧客数）はきわめて少ないにもかかわらず、委託者一人あたりの委託手数料額がきわめて高いことである。具体的には、証券取引全体の委託者数は一九〇〇万人で、証券取引業者が受け取る手数料は一兆六三三四億円であるに対し、商品取引全体の委託者数は一〇万人で、商品取引業者が受け取る手数料は三一八億円である。この手数料を委託者一人あたりに換算すると、証券取引ではわずか八・六万円にすぎないのに対し、商品取引では実に三一二万円にも及ぶこととなる。<sup>(57)</sup>

また、委託者の年収をみると、一〇〇〇万円以上の年収をあげている者はわずか一四パーセントに過ぎず、八〇パーセント強が一〇〇〇万円未満である。しかも、年収三〇〇万円にもみたない者が一二パーセント、三〇〇万円以上五〇〇万円未満の者が二六パーセントと、年収すべてをもつてしても上述した手数料を支払うことが不可能あるいは困難であると思われる者まで含まれていてある（【表3】参照）。

さらに、二一五頁でも触れたように、商品先物取引における委託者の損益状況をみると、委託者全体の約八割が損失をこうむっているという結果が出ている。具体的には、損失額が三〇〇〇万円以上の者が九パーセント、一〇〇〇万円以上三〇〇〇万円未満の者が一四パーセント、五〇〇万円以上一〇〇〇万円未満の者が一六パーセント、五〇〇万円未満の者が三六パーセントと、損失をこうむる場合はきわめて多額に及んでいる。ところが、残り二割の利益を得ている者となると、三〇〇〇万円以上の者はわずか一パーセント、一〇〇〇万円以上の者を合計しても四パーセントに過ぎず、五〇〇万円未満の利益にとどまる者が実に一九パーセントを占めるのである（【表4】参照）。

このような数値をみると、商品先物取引にあっては、その損失がきわめて高額に及び、また、利益を得る可能性がほとんどないにもかかわらず、本来取引に参加するべきではない資力に乏しい一般委託者が多大な被害をこうむつている状況が明らかとなる。

次節で検討するように、裁判例をみても、顧客の中には自己資金だけでは足りず、借入金により資金を調達している者も少なくない。中には、先物取引業者の外務員が顧客にサラ金等からの金員の借入を勧めたうえで取引に参加させるケースまでみられる。<sup>(58)</sup> その結果として、既に第一章でも述べたように、追いつめられて個人顧客が自らが勤務する会社等の資金を横領したり、果ては外務員に対する殺人事件などまで発生しているのである。<sup>(59)</sup> むろん、犯罪行為 자체は許されるべきものではない。しかし、これらの事件にみられるように、先物取引になんら関心のない素人が先物取引業者の勧誘によつて商品先物取引に引き込まれた結果、いわば「ドロ沼」に落ちていくという状況は、單なる金錢的な損害にとどまらず、大きな社会問題となりつつあ

【表4】委託者における取引開始以来の損益状況（含む 手数料）

※委託者全体の80%弱が損（20%強がプラス）

+ 3,000万円～	1%
+ 1,000～ + 3,000万円未満	1%
+ 500～ + 1,000万円未満	2%
0～ + 500万円未満	19%
0～ △500万円未満	36%
△500～△1,000万円未満	16%
△1,000～△3,000万円未満	14%
△3,000万円～	9%

（損益不明 2%）

出所：商品取引員経営構造調査報告書（農林水産省委託調査）

（農林水産省商業課＝通商産業省商務室「委託者保護に関するとりまとめ」〔平成一〇年六月三〇日〕より転載）

ることを如実に表している。

#### (4) 「客殺し商法」の存在

さらに、商品先物取引においては、顧客の実に八割までが損失をこうむつてていることは一に述べたところであるが、いわゆる「客殺し商法」がしばしば行われる。この「客殺し商法」の内容については、刑事判決ではあるが、国内公設市場での取引に関する「同和商品事件」をめぐる最高裁決定でも示されている。<sup>〔註〕</sup>最大のポイントは、顧客の委託玉に対し、先物取引業者が、一定の割合（同和商品事件では約九割）でいわゆる「向い玉」を建てて、顧客と会社の利益が逆となる利益相反の状況を確保し、顧客が損失を出している状況で手仕舞をし、顧客の損失をそのまま業者の利益とするという点である（同和商品事件決定では、このような状況を「顧客の損失に見合う利益を先物取引会社に帰属するようにする」と表現している）。

なお、同和商品事件決定では、「客殺し商法」においては、次のようなことも行われるとしている。無差別に訪問する「飛び込み」という方法で、先物取引に無知な主婦や老人などに外務員の指示通りに売買すれば儲かると勧誘する。実際の取引では、外務員の意のままに、相場動向に反するあるいはそれと無関係な売買を頻繁に行い、利益が生じた場合でも利益が大きくならないようにして、利益金を委託証拠金に振り替えて取引を拡大・継続するよう説得したり、利益の支払要求を引き延ばし、さらに頻繁に売買を行う。そして最終的に顧客に損失を生じさせ、委託手数料を増大させて委託証拠金の返還と利益金の支払いを免れるというものである。

詳しくは後に述べるが、民事裁判においても、現段階で筆者が調べえた裁判例のうち、そもそも「呑み行為」などを行うための詐欺目的で行われたとされることの多い国内私設市場および海外市場の取引を除いた二〇〇件を超

える国内公設市場に関する事例にあっても、このようないわば会社ぐるみのシステムチックな形で詐欺まがいの行為がなされているとされる事例は多い。ところが実際に、「客殺し商法」といえる取引や勧誘がなされているにもかかわらず、「客殺し商法」と認定する裁判例は少ない。国内公設市場に関していえば、事実上の一任売買で恒常的な向い玉が行われていたとして明確に「客殺し商法」と認定した事例はわずかに一件存在し<sup>(61)</sup>、また、ほとんどすべてに向い玉が行われており、元従業員の証言からしても「客殺し」の可能性があるとした事例も一件存在するだけである（なお、やや古い事例で向い玉が行われていたことを理由に詐欺取消しが認められた事例があるが、詳細については後述する）。

これに対して、顧客の建玉に対し先物取引業者の建玉が全量向い玉になつており、かつ自己玉の自主規制にも違反すると認定しながら、自己の利益を図るために委託者（顧客）を意のままに操縦して損失をこうむらせようとする故意が立証されていないとして、「客殺し」性を否定する事例も存在する。にもかかわらず当該事例では、当該事案以外に被告会社をめぐる紛争が多発しているとして、組織的な形で違法行為が行われていることを示唆しているのである。<sup>(62)</sup>また、向い玉につき違法性を認定し、それをも含めて業者の行為が不法行為を構成するしながら、顧客の学歴・経歴等を考慮して、過失相殺をする事例も存在する（なお、このような過失相殺の問題点については、後述する）。

### 三 本章の検討対象

以上述べてきたように、商品先物取引においては、当初の勧誘の段階において情報提供義務ないし説明義務の問

題になる場面が、典型的に現れてきている。しかし商品先物取引は、第二章で述べたように立法的解決の狭間におかれた取引分野である以上、従来の民法法理による解決が図られなければならない。ところが、「被害者の救済」という観点からすると、根本的な解決が図られないケースが多くみられる。

そこで本章においては、商品先物取引に関して公表されている裁判例を中心に、分析を進めることとした。むろん裁判例に限らず、裁判上あるいは裁判外を問わず、和解で処理されている事例も相当数存在する。<sup>(65)</sup> 例えば、日商協が平成一三年四月から平成一四年三月にかけて受け付けた苦情の申出件数は四二六件にのぼるが（うち、不当勧誘を原因とするものは一二二件で、全体の二六・三パーセントを占める）、この苦情処理によつて解決をしているものが二三五件（うち、不当勧誘を原因とするものは六九件）存在している。<sup>(66)</sup> しかしながら、和解事例は、公表されていても簡単な紹介にとどまるものが多く、その解決へ向けた判断過程が不明確なものが多い。商品先物取引に情報提供義務ないし説明義務の根拠ないし内容を具体的に探るという本稿の目的からすると、紛争の内容・過程を詳細に把握することが必要であり、そのためには裁判例の分析を行うことが適当であろう。

商品先物取引については数多くの研究がなされているが、その被害への対応を含めて取引のあり方を本格的に論じたものとしてまずあげなければならないのが、『先物取引被害の救済』と題された一連の著作である。<sup>(67)</sup> また、平成元年の判例タイムズの特集も、商品先物取引による被害を網羅的に検討したものである。また、実務の現状をふまえた『先物取引被害救済の手引』（現在は六訂版）<sup>(68)</sup> および『実践先物取引被害の救済』<sup>(69)</sup> は、単なる手引き書を超えて、近時の判例などを分析し、被害救済のための理論的検討も行っている。

さらに、違法な勧誘行為があつた場合における商品取引業者の責任に関して、従来は一体的不法行為という法律構成をとる判決が多いが、契約法理を用いて被害救済の途を広げるという観点から債務不履行構成の有用性を説い

た三木俊博弁護士や松岡久和教授<sup>(71)</sup>の論稿も注目に値しよう。さらに、これも後述するところであるが、商品取引業者の説明義務違反という構成の限界もふまえて、適合性原則という当事者の人的側面に焦点を合わせた法理に着目する見解も登場している。<sup>(72)</sup>

また近時、大阪地方裁判所民事部に所属する裁判官が、同裁判所における裁判および和解の実情に関するアンケート調査をふまえて、勧誘段階あるいは取引継続段階における違法性の根拠法令等を整理したうえで、訴訟進行のあり方について検討した論稿を発表した<sup>(73)</sup>（過失相殺にあたってこの論稿を引用した判決なども現れているが、この点は後述する）。

本稿においては、以上の点をふまえつつ、商品先物取引に関する裁判例の総合的な分析に基づいて、情報提供義務ないし説明義務違反があつた場合の責任について考えてみることとしたい。もつとも、これまでにも裁判例について全体的な検討を試みたものはいくつか存在する。<sup>(74)</sup>しかし、取引内容の分析やどのような法律構成が可能かという検討に焦点を合わせたものが多く、情報提供義務ないし説明義務の根拠ないし内容を具体的に探るという観点はそれほど重視されていない。そこで本稿では、まさに後者の情報提供義務ないし説明義務（または義務違反）の有無を具体的に導き出す原因となつたと思われる事情は何かという点に注目しながら、分析を進めることとしたい。

本稿では、近時においても大きな問題となつてている国内公設市場における取引をめぐる裁判例を中心に取り上げて検討するが、商品先物取引をめぐつては、国内公設市場における取引以外に、国内私設市場における取引、および海外市場における取引が問題となる。国内私設市場における取引とは、二二三頁に述べたように、委託を受けた業者が実際には市場で取引を行わない、いわゆる「呑み行為」が行われるなどトラブルが頻発し、社会的に問題となつたものである。また業者の勧誘態様に関して、業者の勧誘態様を公序良俗違反であると判断した最高裁判所の

論 説  
裁判例もあり、私設市場の特殊性には注意する必要はあるものの、国内公設市場における問題と共通するところも存在する。<sup>(76)</sup>

また、海外市場における先物取引については、国内での先物取引におけるリスクに加えて為替リスク等もあり、より危険性の取引であるにもかかわらず、当初は明確な法規制がなかつたため、トラブルが後を絶たなかつた。この海外先物取引については、昭和五七年に「海外市場における先物取引の受託等に関する法律」（以下、「海外先物取引法」という）が制定され、厳しい規制がなされるようになつてから紛争が激減した。もっとも、海外先物取引法は、規制すべき取引が行われている市場と取引対象となる商品について政令で指定するという形をとつていていため（指定商品制）、いわゆる「後追い規制」になりがちな側面は否めず、事実、現在においても紛争が散見される。また、海外市場における特殊性には注意する必要はあるものの、勧誘態様などに関しては国内公設市場と共通する面も少なくない。

以上のような点をふまえて、本稿では、現在、最も紛争が多発している国内公設市場に関する裁判例を取り上げることとするが、必要に応じて、国内私設市場および海外市場に関する裁判例にも触れることとする。

## 注

- (1) 日本商品先物取引協会は、商品取引所法一三六条の三六に基づき、商品市場における取引の受託等を構成かつ円滑にし、かつ委託者の保護を図ることを目的として設立された法人である。
- (2) 日本商品先物取引協会『商品先物取引委託のガイド』（第一二版、平成二一年）二二頁。
- (3) なおこの点については、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会が平成一五年一月にシカゴ商品取引所（Chicago Board of

契約関係における情報提供義務（七）（宮下）

Trade:CBOT) に対して行った調査の結果によれば、商品先物市場への参加者の構成・割合は、ローカルズ(投機の専門家である個人会員)またはプロのトレーダーが七五パーセント、当業のヘッジャードと小口委託者が一九パーセント、ファンド(ヘッジファンド)と商品売買顧問(Commodity Trading Adviser:CTA)が六パーセントをそれぞれ占めている(日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編『日弁連・米国先物調査団中間報告書』〔平成一五年〕七九頁以下)。この点からすると、個人顧客も相当存在するようであるが、いわばプロの顧客が多数を占めているのであり、素人の顧客がターゲットとなっている日本とは、いずれにしろ大きく状況が異なることとなる。

(4) 以上の記述については、「先物大競争時代——米国からの警鐘(上)」日本経済新聞平成一四年一〇月三〇日朝刊二八面。

(5) 木原大輔『商品先物取引の基礎知識』(時事通信社、昭和五五年)二九一頁、名古屋先物取引被害研究会『先物取引被害の救済(II)——違法性の立証——』(名古屋先物取引被害研究会、昭和六一年)二二頁。

(6) この点について、池尾和人教授は、以下のように指摘する。「当然のことですが、個人投資家は自発的に先物市場にはきません。ですから、個人投資家を先物市場に呼び込むためには、勧誘の活動がどうしても必要になります。……乱暴な言い方をさせてもらうと、結局は外務員の方が勧誘して個人投資家をつれてくるしかないのです。そうすると、市場規模が外務員のキャパシティで、ほとんど決まってしまうことになります」(池尾和人「基調講演 デフレ・インフレと商品先物」一橋大学大学院商学研究科編『新世紀の先物市場』(東洋経済新報社、平成一四年)二三一九頁)。

農林水産省商業課・通商産業省商務室「委託者保護に関する中間とりまとめ」(平成九年九月八日)。

農林水産省商業課・通商産業省商務室「委託者保護に関するとりまとめ」(平成一〇年六月三〇日)。

千葉地木更津支判平成一四年三月二九日先物取引裁判例集三二巻一五三頁。

大阪地判昭和四七年九月一二二日判時六八九号一〇四頁(引用は一〇八頁)。

具体的な数値については、【付表1】を参照。

(12) 日本商品先物取引協会『商品先物取引の現況（統計資料）』（平成一四年二月）三頁。

(13) なお、戦前の取引所法の下での学説や判例などを取引所の条文に即して詳細にまとめたものとして、田中徳一編

『取引所学説判例総覧』（田中徳一法律事務所、昭和一二年）がある。

(14) 小谷勝重「日本取引所法制史論」（法経出版社、昭和二八年）一二三頁以下。同書は、江戸時代から戦前までの商品先物取引の歴史についてその間に出来られたすべての法令を掲載したうえで、その背景などをきわめて詳細に論じている。また、欧米の法制度の沿革についてもふれながら、わが国の取引所法の沿革を詳細に紹介するものとして、高窪喜八郎「取引所法ヲ論ス」（非売品、発行年不詳〔小谷・本注引用文献によれば、大正一二年ではないかとされている〕一二三頁以下。なお、取引所法制定にいたるまでの法制度の沿革については、藤田國之助「取引所論（商学全集一三巻）」（千倉書房、昭和六年）四三頁以下、同『日本取引所解説』（千倉書房、昭和一七年）四八六以

【付表1】商品先物取引業の概要

年 度	商品取引員数	営業所数	登録外務員数	委託者数	預り委託証拠金額 百万円	出来高 千枚	取引金額 億円
平成元年度	162	579	9,540	82,685	510,747	38,893	379,829
2年度	156	692	9,864	78,490	501,269	43,613	394,055
3年度	151	771	10,735	80,361	412,928	42,980	359,363
4年度	149	761	10,653	81,862	423,093	45,279	411,179
5年度	143	735	11,449	92,966	435,526	59,093	557,819
6年度	138	712	11,984	92,280	420,371	60,723	536,206
7年度	129	686	12,367	101,414	512,350	71,979	728,240
8年度	126	688	12,414	105,276	506,601	72,711	889,865
9年度	120	659	12,740	102,440	450,191	72,233	783,950
10年度	113	602	12,785	106,831	434,224	74,974	752,874
11年度	110	589	13,163	101,332	430,896	88,282	1,061,379
12年度	106	595	13,766	110,473	438,508	111,146	1,312,628
13年度	105	589	14,301	115,480	483,708	127,200	1,514,617

(日本商品先物取引協会『商品先物取引の現況（統計資料）』〔平成一四年一二月〕一頁より転載)

- (15) 頁以下、田中徳一・前掲注<sup>(13)</sup>一二三頁以下、田中耕太郎『取引所法（新法学全集一七巻の二 商法V）』（日本評論社、昭和一三年）一一頁以下、桑田勇三『増訂我國取引所の理論と實際』（有斐閣、昭和一六年〔初版発行は、昭和一五年〕）一八頁以下、倉八正『新しい商品取引所法の内容と運営』（商工会館出版部、昭和二五年）一八頁以下、倉八正・高原基『商品取引所要論』（時事通信社、昭和二五年）四〇頁以下、上林正矩『商品取引所の知識（現代経済知識全集四三）』（中央経済社、昭和二九年）、木原・前掲注<sup>(5)</sup>三六四頁以下、羽路駒次『我が国商品取引所制度論』（晃洋書房、昭和六〇年）三頁以下、龍田節編『逐条商品取引所法』（商事法務研究会、平成七年）一頁以下、等を参照。
- (16) 以上の記述については、小谷・前掲注<sup>(14)</sup>一一一頁以下。
- (17) 小谷・前掲注<sup>(14)</sup>一六五頁以下。元老院会議の議事録に基づき、明治初年における「取引所法」制定以前の状況について紹介するものとして、加藤福太郎編『取引所史料——元老院会議筆記抄——』（財政経済学会、昭和一一年）。
- (18) 小谷・前掲注<sup>(14)</sup>一七五頁以下（引用は一七六頁）。なお、戦前の「取引所法」あるいは取引所の状況については、河合良成『取引所講話』（二酉社、大正一〇年）、小山正之助『最新取引所の研究』（厳松堂書店、大正一四年）、鈴木武志『取引所法通論』（厳松堂書店、昭和五年）、藤田・前掲注<sup>(14)</sup>引用文献、田中・前掲注<sup>(14)</sup>引用文献、桑田・前掲注<sup>(14)</sup>引用文献も参照。また、戦前の日本を含む各国の取引所における取引状況を概観したものとして、上林正矩『商品取引所論』（岩波書店、昭和一〇年）。
- (19) 昭和二五年の商品取引所法制定の経緯については、倉八・前掲注<sup>(14)</sup>二一頁以下、倉八・高原・前掲注<sup>(14)</sup>六一頁以下。なお、上林・前掲注<sup>(14)</sup>五一頁以下、木原・前掲注<sup>(5)</sup>二三五頁以下、龍田・前掲注<sup>(14)</sup>五頁以下も参照。また、昭和二五年生制定時の商品取引所法の内容については、倉八・前掲注<sup>(14)</sup>三七頁以下、倉八・高原・前掲注<sup>(14)</sup>七一頁以下に詳しい。
- (20) 酒巻俊雄・吉井溥編『商品取引の判例と紛議処理』（昭和五一年、同文社）二四五頁以下（森川直司執筆部分）。
- (21) 全国商品取引所連合会『改正商品取引所法の解説』（昭和四三年）二頁以下。
- (22) 酒巻・吉井・前掲注<sup>(19)</sup>二四六頁以下（森川直司執筆部分）。

- (22) 以上の叙述については、全国商品取引所連合会・前掲注<sup>(20)</sup>七頁以下および名古屋先物取引被害研究会『先物取引被害の救済（I）——違法性について——』（名古屋先物取引被害研究会、昭和六〇年）三頁によつた。なお、外務員が一般大衆に積極的な勧誘を行つてゐる状況については、羽路・前掲注<sup>(14)</sup>二二六頁以下を参照。
- (23) 全国商品取引所連合会・前掲注<sup>(20)</sup>一二頁。
- (24) 以上の点については、龍田・前掲注<sup>(4)</sup>一〇頁以下。また、平成二年改正の要項等については、全国商品取引所連合会編『商品取引所論体系 七』（全国商品取引所連合会、平成三年）一九一頁以下。
- (25) 商品取引所審議会「商品先物取引制度の改革について（答申）——国際水準の商品先物市場の整備のために——」（平成一〇年一月二六日）。
- (26) 上場商品については、日本先物取引協会『上場商品の基礎知識』（第二版、平成二三年）を参照。
- (27) 以上の点については、河内隆史・尾崎安央『三訂版 商品取引所法』（商事法務研究会、平成一二年）四頁。また、平成一〇年改正の要項等については、全国商品取引所連合会編『商品取引所論体系 一〇』（全国商品取引所連合会、平成一〇年）一九一頁以下。
- (28) いわゆるクリアリングハウスについては、宇佐見洋『入門先物市場』（東洋経済新報社、平成一二年）三九頁以下を参照。
- (29) この点については、現在、産業構造審議会商品取引所分科会で検討がなされている。具体的な議論状況については、経済産業省のホームページ（アドレスは、<http://meti.go.jp/report/committee/index.html>〔平成一五年六月二〇日現在〕）を参照。
- (30) 全国商品取引所連合会・前掲注<sup>(20)</sup>一四頁以下（引用は一五頁）。
- (31) 名古屋先物取引被害研究会・前掲注<sup>(5)</sup>四七頁。
- (32) 名古屋先物取引被害研究会・前掲注<sup>(5)</sup>四九頁。
- (33) 松永榮治「起訴事例に見る悪徳商法詐欺事犯の実態とその系譜」法律のひろば四二巻七号（平成元年）四頁以下（特に、七頁）

「私設市場を利用した会社代表者の経歴」、一一頁〔海外先物取引業者の経歴〕、および二四頁〔悪徳詐欺商法の系譜に関する図〕を参照。

(34) 札幌地判平成一五年五月一六日（平成一四年（ワ）第五五九号）判例集未登載。

(35) 朝日新聞平成一四年七月八日朝刊七面。

(36) 朝日新聞・前掲注(35)引用同面。

(37) 朝日新聞・前掲注(35)引用同面。なお、外国為替証拠金取引被害については、荻野一郎「外国為替証拠金取引」先物取引被害研究一九号（平成一四年）四六頁、同「外国為替証拠金取引について——札幌における被害状況」消費者法ニユース五四号（平成一五年）九三頁、中村歩「外国為替証拠金取引被害」先物取引被害研究二〇号（平成一五年）四二頁を参照。また、益永研「米国の為替証拠金取引の現状」JCFIA（日本商品先物振興協会会報）八号（平成一四年）四頁も参照。

(38) 札幌地判平成一五年五月一六日（平成一四年（ワ）第五五九号）判例集未登載。このほかに、先物取引業者の元従業員が、在職中に当該業者の担当者から勧誘され外貨預金の一種であると信じて開始した外国為替証拠金取引について、取引の適格性に疑問があり、かつ担当者の説明義務違反があるとされ、不法行為による損害賠償請求が認容された事例もある（札幌地判平成一五年五月九日〔平成一四年（ワ）第一八九六号〕判例集未登載）。

(39) 酒巻＝吉井・前掲注(19)二四八頁以下（森川直司執筆部分）。

(40) 酒巻＝吉井・前掲注(19)二五三頁以下（森川直司執筆部分）。

(41) この間の経緯については、石田喜久夫「金先物取引の法的問題点」法律時報五五巻二号（昭和五八年）六八頁、黒沼悦郎「非公認市場における金地金の先物取引と公序良俗」新証券・商品取引判例百選（昭和六三年）八八頁以下、河内隆史「商品先物取引の判例の概観」商品取引所法研究会（関東部会）編「商品取引判例体系」（平成五年）二七頁以下〔初出は「先物取引に関する

- る判例「判例タイムズ七〇一号（平成元年）七二頁以下」、堀口亘「商品取引所法八条の趣旨」商品取引所法研究会（関東部会）編『商品取引判例体系』（平成五年）四二頁以下、河内隆史「商品取引所法八条二項に違反する商品先物取引の効力」商品取引所法研究会（関東部会）編『商品取引判例体系』（平成五年）六三頁を参照。
- (42) 東京穀物商品取引所『東京穀物商品取引所四十年史』（東京穀物商品取引所、平成五年）一五七頁以下（引用は一五八頁）。
- (43) 東京穀物商品取引所・前掲注(42)一五九頁以下（引用は一六〇頁）。
- (44) 田勢修也「商品取引所法第八条をめぐる諸問題について」全国商品取引所連合会編『商品取引所論体系』三（全国商品取引所連合会、昭和五七年）一四三頁以下（特に、一四七頁）。
- (45) 龍田節「商品取引所の類似施設」商品取引市場五巻一号（昭和五六年一月号）二頁。このほかに「八条逆転解釈」を批判したものとして、石田喜久夫「金先物取引の法的問題点」法律時報五五巻二号（昭和五八年）六八頁、金先物取引被害問題研究会「商品取引被害をなくす会」「金・海外商品取引被害の実情と問題点」法律時報五五巻二号（昭和五八年）七一頁、等。
- (46) 東京穀物商品取引所・前掲注(42)一六三頁。
- (47) 金先物取引被害問題研究会ほか・前掲注(45)七二頁。
- (48) 例えば、大津地険根支判昭和五六二一〇月三〇日判時一〇四六号一一〇頁・判タ四五六号一六八頁・金判六三九号四四頁・金先物取引裁判例集一巻一〇頁。
- (49) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会「先物被害白書二〇〇二」（平成一三年）一七頁。
- (50) 第二章第一節二（連載第一回・法政論集一八五号八八頁以下）を参照。
- (51) 国民生活センター編『消費生活年報二〇〇二』（国民生活センター、平成一四年）一〇頁以下。
- (52) 国民生活センター・前掲注(51)三九頁。
- (53) 国民生活センター・前掲注(51)三七頁。具体的には、契約・購入金額の合計が一九九億八五三三万八一五四円（平均金額は六〇

○万三三七六円）で、既支払金額の合計が一五五億八七二万三八五五円（平均金額は六三八万七四四八円）である。

（54）国民生活センター・前掲注<sup>51</sup>四一頁。

（55）前掲注<sup>8</sup>・農林水産省商業課＝通商産業省商務室「委託者保護に関するとりまとめ」。

（56）前掲注<sup>8</sup>・農林水産省商業課＝通商産業省商務室「委託者保護に関するとりまとめ」。

（57）前掲注<sup>8</sup>・農林水産省商業課＝通商産業省商務室「委託者保護に関するとりまとめ」。

（58）例えば、平成二二年一月には大分で、先物取引を行っていた二七歳の会社員が、先物取引業者の二三歳の従業員を殺害するという事件が起きた。この会社員は、電話勧誘をきっかけに取引を始めたが、わずか一カ月半ほどの間に約六三〇万円もの損失を出し、相次ぐ追証請求に追いつめられて、実際に勧誘にあつた従業員の殺害に及んだものである。この事件では、当該会社員は強盗殺人罪に問われ、第一審では懲役一五年の判決が下された。ただ判決では、取引の進め方については、それ自体が組織的な違法行為であつたとして、次のような判示がなされている。多少長くなるが、先物取引被害の特徴を端的に表していると思われるるので、以下に引用することとしよう（大分地判平成一四年一月一四日先物取引裁判例集三一巻三五五頁〔引用は、三七〇頁以下〕）。

「被告人に対する○○社の勧誘は、……被害者の上司らが取引をやめれば多額の損失が確定するなどと言葉巧みに申し向けて被告人の不安をあおつた状況が窺われることからすると、被告人は、個々の取引の内容を十分に理解できないまま、ほぼ同社の社員のいうがままに取引を行つていたものと考えられ、同社が被告人の自己資金が底をついた後もサラ金会社まで利用させて新たな資金を用意させ、他方、被告人にとってさして利益の残らない取引を繰り返して合計一六〇万円もの手数料を稼いでいた（……）ことも合わせて考えると、かかる同社の取引の進め方は、全体として組織的な違法行為であつた可能性が極めて高いとすべきである」。

本判決自体は確定し加害者は刑に服しているが、商品先物業者に対して損害賠償を求める民事裁判を提起し、現在係争中である。

る。また逆に、被害者の両親は、加害者に対し損害賠償請求を提起し、平成四年六月七日に大分地裁が三〇〇〇万円の損害賠償請求を認める判決を下している。

本事件の刑事判決に関しては、鋤柄司「大分刑事案件」先物取引被害研究一九号（平成一四年）三〇頁以下を参照。また、民事裁判の動向については、城野雄博「大分先物取引被害賠償請求事件」先物取引被害研究一七号（平成一三年）二九頁以下。なお、当該民事裁判において原告側が提出した訴状については、冊子の形で公表されている（名古屋先物・証券問題研究会『大分先物取引損害賠償請求事件 訴状』〔名古屋先物・証券問題研究会、平成二二年〕）。

(59) この点については、第二章第一節二（連載第一回・法政論集一八五号八八頁）の記述を参照。

(60) 最決平成四年二月一八日先物取引裁判例集一二卷一二五頁。なお、同和商品事件判決については、垣口克彦『消費者保護と刑法——悪徳商法をめぐる犯罪——』（成文堂、平成一五年）八三頁以下も参照。

(61) 民事事件で、事実上の「任売買」において恒常的な向い玉が行われており、「客殺し商法」であると認定されたものとして、神戸地姫路支判平成一四年二月二十五日先物取引裁判例集三三卷一六頁。

(62) 東京地判平成四年八月二七日先物取引裁判例集一三卷一五一頁。

(63) 静岡地浜松支判昭和六年一月二七日先物取引裁判例集六卷二二頁、静岡地浜松支判昭和六年一月二七日先物取引裁判例

集六卷三六頁。

(64) 例えば、佐賀地判平成一二年二月二八日先物取引裁判例集二七卷一一一頁。

(65) 例えば、後掲注<sup>(74)</sup>「商品先物関係訴訟について」一一一頁以下の「和解一覧表」を参照。

(66) 日本商品先物取引協会「商品先物取引の現況（統計資料）」（平成一四年一二月）七頁。なお、日商協の苦情処理状況については、日商協のホームページで公表されているので（アドレスは、<http://www.nissokyo.or.jp/consulting/index.html>〔平成一五

年六月二〇日現在）、そちらも参照されたい。

- (67) 名古屋先物取引被害研究会「先物取引被害の救済（I）——違法性について——」（名古屋先物取引被害研究会、昭和六〇年）、名古屋先物取引被害研究会「先物取引被害の救済（II）——違法性の立証——」（名古屋先物取引被害研究会、昭和六〇年）、名古屋先物取引被害研究会「先物取引被害の救済（III）——判例の紹介——」（名古屋先物取引被害研究会、昭和六三年）。
- (68) 「特集・先物取引法の展開と課題」判例タイムズ七〇一号。
- (69) 日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編「先物取引被害救済の手引」（六訂版）（民事法研究会、平成一一年）。
- (70) 津谷裕貴＝大神周一＝茨木茂＝石戸谷豊『実践先物取引被害の救済』（民事法研究会、平成二二年）。
- (71) 三木俊博「債務不履行構成の試み——不法行為から契約法域への転換」先物取引被害研究五号（平成七年）一二三頁。
- (72) 松岡久和「商品先物取引と不法行為責任——債務不履行構成の再評価」ジュリスト一五四号（平成二一年）一〇頁、同「商品先物取引被害救済における債務不履行構成の再評価」先物取引被害研究一八号（平成一四年）五頁。
- (73) 川地宏行「金融機関の説明義務と融資者責任」三重大学法経論叢一四巻二号（平成九年）三九頁、同「投資勧誘における適合性原則（二）—（二・完）」三重大学法経論叢一七巻二号（平成二二年）一頁、一八巻二号（平成一三年）一頁。また、適合性原則に関して、ドイツ取引所法の先物取引能力制度から示唆を得ようとして、角田美穂子「金融商品取引における適合性原則（二）—（三・未完）——ドイツ取引所法の取引所先物取引能力制度からの示唆」亜細亞法学三五巻一号（平成一二年）一一七頁、三六巻一号（平成一三年）一四二頁、三七巻二号（平成一四年）九二頁、同「金融商品取引における適合性原則——ドイツ取引所法の取引所先物取引能力制度からの示唆」私法六四号（平成一四年）一六四頁、同「先物取引における投資家の適合性——ドイツ取引所法の取引所先物取引能力制度の史的素描——」先物取引被害研究一九号（平成一四年）五頁。
- (74) 大阪地方裁判所金融・証券関係訴訟等研究会「商品先物取引関係訴訟について」判例タイムズ一〇七〇号（平成一三年）九四頁。

(75) 商品先物取引の不当勧誘があつた場合における法律構成に焦点を絞つて論ずるものとして、今西康人「契約の不当勧誘の私法的効果について——国内公設商品先物取引被害を中心として——」中川淳先生還暦記念『民事責任の現代的課題』（世界思想社、平成元年）二二七頁。商品先物取引に関する適合性との関係で裁判例を紹介し、その判断基準を検討するものとして、尾崎安央「裁判例からみた商品先物取引委託者の適格性」判例タイムズ七七四号（平成四年）四〇頁。商品先物取引に関する裁判例を紹介し若干の検討をするものとして、河内・前掲注<sup>(41)</sup>「商品先物取引の判例の概観」三頁、同「商品先物取引の被害の救済と判例法理——不当勧誘・一任売買を中心として——」法学新報九七卷一・二号（平成二年）三一九頁、土橋正「判例にみる商品先物取引契約の諸問題（二）」青山法学論集三六卷二・三合併号三九三頁。個別の論点ごとの判例詳解をまとめたものとして、商品取引所法研究会（関東部会）編『商品取引判例体系』（商事法務研究会、平成五年）。法律構成に焦点を合わせて、裁判例をまとめたものとして、日本弁護士連合会消費者問題対策委員会編・前掲注<sup>(69)</sup>九一頁以下、津谷ほか・前掲注<sup>(70)</sup>二四一頁以下。なお、津谷ほか・前掲注<sup>(70)</sup>一〇九頁以下では、いわゆる「客殺し商法」の内容と根拠を探るという観点から判例の検討がなされている。また近時、マーク・デルナウア「商品先物取引の不当勧誘と消費者保護——ドイツ法との比較——（二）—（五）」国際商事法務三〇卷一二号（平成一四年）一六五五頁、三一卷一号四七頁、二号一九七頁、三号（以上、平成一五年）三四三頁も現れた。

(76) 最判昭和六一年五月二九日判時一一九六号一〇二頁・先物取引裁判例集七卷二五頁。

(77) 海外先物取引法制定の経緯については、細川昌彦「一般委託者の保護を図るため、海外商品市場における先物取引の受託等の規制を行う」時の法令一二七四号（昭和五八年）五頁、同「海外先物市場における先物取引の受託等に関する法律について」全商品取引所連合会編『商品取引所論体系 四』（全国商品取引所連合会、昭和五九年）二〇五頁以下。



専門科	業者請求	経験	年齢	取引月数	遇合	説明	断定	新規	両建	無断	一任	反復	過当	向玉	特定	無薄	仕切
	b			2													
X相殺				8?													
○				10													
○				0.5?													
○ C				5													
D				4			△	△				△					
○				0.5?													
○				0.5?													
○				10													
○ C				5													
○				1?													
○				10													
△				1		×											x
△				0.1?			○★										
				1.5													
				2								○					
○ D				5			△										
				12													
	取引なし																
				12													
				3			△										△
				0.25?													
				12													
B				2			△										
X				3													
B				2													
				2			△										
				24?													
				2			△										
○				2													
AB				0.5?			☆										
X B				1			△	△									
○ Cc				5													
X C				1			×										○
○ C				2													
○ C				10			×										x
				25以上?													x
X				15(中断)			×					△		△	○		
○				2													
X C							×	○									
Cc				5													x
○相殺 C				12			☆										x
							×										
X X				0.5			×	★				△	○		○		
D				2			△	△				△		△			
				0.5													
Dd				1			△										
Bc				58	9		▲										
				4			×										
D				2			○	○				○		○	x		○
D				3			○	○				△	○		○	x	
○ CE				8			×	×									x
Dd				57	3		△	△	△								
○				6													x
X D				70	5		△	△									
D				6			○	○									△
Dd				57	6		△		○	△	△						
X ○ Dc				31	5		△	△					△				△
							56	3?									
○ Dd				2			×	×	○	○							△
○ Dd				55	7		×	★	×	×							x
B				45	4			×	×	×							
E				9			○	○	○	○							
Dc				3			△	△	△	△			○	○			△
X					1				△	△							

契約関係における情報提供義務（七）（宮下）

国内公設市場における商品先物取引裁判例一覧（昭和40年以降）

番号	裁判所	年月日	掲載誌	審級関係	訴訟	敗訴	過失相殺
1	神戸地判	S40.11. 5	判時442-50			○	
2	松山地判	S41. 9. 20	下民17-9=10-828・判時477-38			○	
3	名古屋地判	S43. 4. 2	金判188-5	9一審		×	
4	東京高判	S43. 5. 27	判時546-92(理由のみ)・金判148-4	7控訴		×	
5	札幌地小樽支判	S43. 8. 30	金判169-10	10一審		×	
6	京都地判	S43.11.26	判夕234-206・金判157-15			○	3分の1
7	最高裁	S43.12.20	判時546-91・判夕232-101・金判148-2	4上告		×	
8	最高裁	S44. 2. 13	判時551-49・判夕233-87・金判151-10			×	
9	名古屋高判	S44. 4. 16	金判188-4	3控訴		×	
10	最高裁	S44. 6. 5	金判169-9	5上告		×	
11	東京高判	S44. 8. 29	判時571-79・判夕241-104・金判196-13			○	
12	最高裁	S44.10.28	判時576-79・判夕242-176・金判188-2	9上告		×	
13	福岡地判	S46. 5. 26	判夕266-266・金判278-12			△	
14	神戸地伊丹支判	S46.10.14	判時652-75			△	
15	札幌地判	S47. 5. 24	判時674-100・金判326-13			×	
16	名古屋地判	S47. 8. 31	判時683-124・金判334-16			○	
17	大阪地判	S47. 9. 12	判時689-104	乙	○	5割	
18	大阪地判	S47. 9. 12	金判341-17	20一審		×	
19	名古屋地判	S48. 8. 4	判時727-70			○(3)	なし
20	大阪高判	S49. 4. 17	金判484-5	18控訴		○	
21	東京地判	S49. 4. 18	判時748-93			○	
22	最高裁	S49. 7. 19	判時755-58			×	
23	最高裁	S49.12.17	金判484-2・金法745-32	20上告		○	
24	東京地判	S50. 1. 28	判時779-165			○(3)	3割
25	最高裁	S50.10. 3	金判777-28			○	
26	最高裁	S50.10. 3	判時799-37			○	
27	函館地判	S50.10.24	判夕334-292			×	
28	大阪地判	S50.10.31	判時817-106・金判486-28			○	2割
29	東京高判	S51. 2. 25	判時809-47			△	250/600
30	京都地判	S51.10.29	金判616-13	35一審		×	
31	札幌地判	S52. 2. 25	判時854-109			○	7割
32	東京地判	S52. 3. 29	判時872-115・金判534-43	甲	○		
33	大阪地判	S53. 7. 20	金判664-13	41一審		×	
34	名古屋高金沢支判	S53.10.25	判夕381-155・金判577-36			○	
35	大阪高判	S53.11.30	金判616-12	30控訴		×	
36	東京地判	S54. 5. 28	判時948-110・判夕397-144・金判582-32			×	
37	東京高判	S54. 8. 29	判時942-128・判夕398-88・金判588-27			×	
38	札幌地判	S55. 3. 28	判時981-117	乙	○	4割	
39	最高裁	S56. 2. 17	判時997-154・判夕438-88・金判616-10	35上告		×	
40	東京地判	S56. 7. 21	判夕527-154			×	
41	大阪高判	S56. 7. 22	金判664-9	33控訴		×	
42	大阪地判	S57. 9. 27	金判670-40			△	5割
43	最高裁	S57.11.16	判時1062-140・判夕485-73・金判664-3	41上告		×	
44	京都地判	S58. 3. 23	判夕506-195			○	
45	札幌地判	S59. 2. 16	判夕527-156			○	3割
46	京都地判	S59.10.29	金判713-37			×	
47	京都地判	S60. 6. 20	判夕566-179・先物5-90			○	
48	京都地決	S60. 7. 22	先物5-99			○	
49	大阪地判	S60. 9. 27	先物8-1	60一審		○	4割
50	神戸地判	S60.10.30	判夕612-84			×	
51	静岡地浜松支判	S61. 1. 27	判時1187-103・先物6-21			○	4割
52	静岡地浜松支判	S61. 1. 27	先物6-36			○	3割
53	大阪地判	S61. 1. 31	金判742-18	乙	×		
54	長崎地判	S61. 3. 17	判時1202-119・判夕608-83・先物6-60			○	3割
55	名古屋地判	S61. 5. 9	判夕621-171・金判750-18	甲	×		
56	大阪地判	S61. 5. 30	判夕616-91・先物7-37			○	3割
57	長崎地判	S61. 7. 17	先物7-53			○	
58	秋田地判	S61. 9. 24	判時1216-119・判夕650-223・先物8-16			○	4割
59	名古屋高判	S61.10.31	判時1240-73	乙	△	4割/5割	
60	大阪高判	S62. 2. 6	判夕650-239・先物8-10	49控訴	乙	△	5割
61	東京地判	S62. 2. 20	金判788-26			×	
62	大阪地判	S62. 2. 27	先物11-37	85一審		○	4割
63	神戸地判	S62. 4. 30	判夕661-210	乙	×		
64	横浜地判	S62. 9. 22	判夕671-182			×	
65	横浜地判	S62.12.18	判時1284-118	65間違		○	7割
66	新潟地佐渡支判	S62.12.21	先物8-44	64間違		○	3割
67	札幌地判	S62.12.25	先物8-56			○	

相談料	業者請求	経験	年齢	取引月数	適合	説明	断定	新規	両建	無断	一任	反復	過当	向玉	特定	無薄	仕切		
	X	D	25	8		△	△		△			○	○						
	Dd	63	4			○	○	△		△								△	
			6			△			△		△	○							
	Dc	37	6	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
	Dd	8				△		△							○				
	X	Dd	58	6	×	△	○	△	△						○	×		△	
	○	Dd	4	○		○	○												
	X	Df	42	11		△	○	○	○	×		○	○						
	X	D	2			○	○	○	△	△	△	○						△	
	X		38	12		△				△	△	○	○						
			12						△										
	X	Df	37	6		△	△	△	△		△	○	○					○	
	Dd	33	6			△	△		△		△	○						○	
	X	D	47	18	×	○	○	○	○	×	○	○	○					△	△
	Dc	40	2			△		△	△	△	△	○					△	△	
	X	Dd	2			○	○											△	
	X	○	Dd	2		○	×	○	○	○	○						○	△	
	X	Dc	45	7		△	△	△	△	△		○	○					X	X
	X	D	4			△	○	○	○	○		△	○						
	○	D	40	0.4		○	△												
	E	32	22			○	○												
	○別判決	Cc	60	5	×			×									×	×	×
			7			△	☆		△	△									
○5万			1			△													
X	○	Dd	—	2		○	○												
	Df	59	14			○	○	○	△			○	○	×				△	
X	D	9				○	○	○	×	△		○	○	○	○	○	○	○	
X	X	B	5			×								XX*					
X	Dc	3				○	○	○	○	△								X	
X	Dc	5				○	○	○	○	△									
X	△5割+相殺	Bd	6			×	○				○		×					×	
○5割			39	1		×	XX*											XX*	
	Df	7	×			○	○	○	○										
	Dd	4				○	○	○	○										
X	○	E	6			○	○	○	○										
	Dc	3				○	○	○	○										
	D	3	○																
X	D	26	1			○													
			29			○													
X																			
	D	61	7			○													
X	Dd	—	12	×	×	×	○	×	×	×	×	×	×					×	×
○200万	Df	—	12	△	△					△									
	D	71	3	○							△								
	B	57																	
X																			
	Dc	—	7			○		○			△								
○	C/c	6~36				×													
	D																		△
	Dd		4	×	○			○				×	○	×					
	Df		22		△	○	○	○	△	△				○					△
○50万	Df	29	8		△	△	△	○	△	×			○	○				×	△
	c	6			○	○	○	○		○									
	Dd	66	30(6)	○															
X	Dc	66	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
○	c	63	32		×	×	×	×											
△3割	C	b	55	6	×			○	×										
	Dd	52	7	△	×	×	×	×	○										
X	Dd	42	1		○	○	○	○	○										
	D	35	6		×			×	×	×	×	×	×	×					
	Dd	2			○	○			△										
X	Dc	51	3			△	○	○											
	C	77	53	×	×	×	×	×	△										
	Dc	52	12	△	△	△	△	△	△										

契約関係における情報提供義務（七）（宮下）

番号	裁判所	年月日	掲載誌	書類関係	訴訟	勝敗	過失相殺
68	京都地判	S63.3.25	先物8-65	90-審	○	6.5割	
69	名古屋地判	S63.4.21	先物8-79		○	5割	
70	大阪地判	S63.10.7	先物9-7		○	3割	
71	京都地判	H1.2.20	判時1323-100・先物9-31		○	2割	
72	秋田地判	H1.3.14	判夕701-210・先物9-58		○	3.5割	
73	秋田地判	H1.3.22	判夕716-169・先物10-196	81-審	×		
74	大阪地判	H1.6.15	判時1337-73・先物9-72		○	なし	
75	名古屋地判	H1.7.26	先物9-211		○	5割	
76	大阪地判	H1.11.30	先物10-1		甲	○	5割
77	名古屋地判	H2.1.16	判夕733-158・先物10-46		○	4割	
78	名古屋地判	H2.2.22	判夕733-142・先物10-67		○	5割	
79	金沢地判	H2.8.6	先物10-136		乙	○	
80	大阪地判	H2.11.19	先物10-172		○		
81	仙台高秋田支判	H2.11.26	判時1379-96・判夕751-156・先物10-186	73控訴	○	4割	
82	仙台高秋田支判	H2.11.26	判夕751-152・先物10-179		○	3.5割	
83	名古屋地判	H3.3.27	先物10-238		○	3割	
84	大阪地判	H3.5.14	先物11-1		○	5割	
85	大阪高判	H3.9.24	判時1411-79・先物11-21	62控訴	○	なし	
86	仙台地判	H3.12.9	判時1460-125・先物12-1	甲	○	4割	
87	大阪地判	H3.12.12	先物12-15		○	3割	
88	名古屋地判	H3.12.20	先物11-65		○	5割	
89	仙台地判	H4.3.31	先物12-36・NBL496-26		○	なし	
90	大阪高判	H4.4.21	先物19-33	68控訴	○	5割	
91	旭川地判	H4.6.16	判夕802-185	甲	×		
92	仙台地判	H4.7.16	先物14-1		○	4割	
93	仙台地判	H4.7.16	先物14-24		○	2割	
94	大阪地判	H4.7.20	先物13-1	甲	○	4割	
95	大阪地判	H4.7.24	先物13-28		○	3割	
96	東京地判	H4.8.27	判時1460-101・判夕812-233・金判922-39・先物13-151		○		
97	東京地判	H4.9.29	判夕823-241	甲	×		
98.1	仙台地判	H4.12.17	先物14-106		○	6割	
98.2	仙台地判	H4.12.17	先物14-106		○	4割	
99	名古屋地判	H4.12.25	先物14-141	乙	○	5割	
100	東京地判	H5.3.17	判時1489-122	乙	×		
101	大阪地判	H5.3.25	先物18-1		○	5割	
102	鹿児島地判	H5.3.29	先物15-1		○	5割	
103	仙台地判	H5.4.22	先物15-16・NBL527-42		○	2割	
104	鹿児島地判	H5.5.17	先物15-35		○	5割	
105	東京地判	H5.8.31	判時1499-86・金判942-29・先物15-50		○	4割	
106	岡山地判	H5.9.6	先物15-69	乙	○	3.5割	
107	仙台地判	H5.12.24	先物17-1		○		
108	最高裁	H6.1.31	先物15-77	85上告	○		
109	新潟地判	H6.2.3	先物16-1	115-審	○	相因5割	
110	東京地判	H6.3.29	判夕858-218		○	9割	
111	岡山地判	H6.4.28	先物16-43		○		
112	山形地判	H6.7.18	先物17-13		○	3割	
113	盛岡地・闇支判	H6.9.14	先物17-35		○		
114	横浜地判	H6.12.15	先物17-99	127-審	○		
115	東京高判	H7.3.14	判時1530-58・金判976-23・先物18-102	109控訴	○	相因5割	
116	東京地判	H7.6.30	判夕911-177	甲	X(5)		
117	最高裁	H7.7.4	先物18-110, 19-1-NBL590-60・消費者法ニユース27-44	109上告	○		
118	最高裁	H7.9.14	先物20-1	115上告	○		
119	最高裁	H7.9.19	先物19-14	90上告	○		
120	大阪地判	H7.10.13	先物19-68		○	3割	
121	東京地判	H7.11.15	先物19-133		○	3割	
122	仙台地・古川支判	H7.11.20	先物19-167		○	4割	
123	東京地判	H7.12.5	判時1580-120・先物19-213		○	4割	
124	鹿児島地判	H7.12.14	先物19-233		○	なし	
125	大阪地判	H7.12.22	先物20-3		○		
126	東京地判	H7.12.22	判夕926-220		×		
127	東京高判	H7.12.25	先物19-253	114控訴	△		
128	大阪地判	H8.2.19	判時1587-125・判夕912-194		○	5割	
129	新潟地判	H8.3.27	先物20-38		○	5割	
130	仙台地判	H8.3.28	先物21-70	138-審	○	5割	
131	大阪高判	H8.4.26	判夕931-260		×		
132	大阪地判	H8.5.31	先物20-140	145-審	○	4割	
133	大阪地判	H8.6.11	先物20-161		○	5割	
134	大阪地判	H8.6.14	先物20-170		○	4割	
135.1	岡山地・倉敷支判	H8.7.12	先物20-218		○	4割	

専門科	業者請求	経験	年齢	取引月数	適合	説明	断定	新規	両建	無断	一任	反復	過当	向玉	特定	無薄	仕切	
	Dd	41	12	△	△			△				○		○	○	△		
			21	X	X	X		○				○		○			△	
X	○	B	30	5	X		X			○		X					X	
	Dd	42																
	Db	57	6	△			△	△	△	△			○		△	△	△	
	Dc	31	10		○	○	○	○										
X	Dc	37	26	X	X	X	X	○				○	○	○	○		X	
	Ec	72	3	△	○	X	○	△										
		70?	4	X	X	X	X	X	X	X		X		X	X			
X	○	C	5	X	X												△	
		40?	2		△	○	△	△		○		○						
	c		5			X	X	-部○									○	
	D		24					○	○			○		○	△	○		
X	B	63	8		X	X	X	-部○	○		X	X	X	X			○	
X	D		8	X	○	○	○	△			△	X	○	X				
X	○ 7割	c	41	29	X	-部○			○	○	○	○	○	○			X	○
	D	22	5	○		○	○	X										
	D	68	4	X	○	○												
○	Bc	62	5	X	X		○	△									X	
	Dc		12	X	△?	X	○	○				X					X	
	Dc	40	3	X		X	X	X										
○	Dc	37	26	X	X	X		○				○		○			X	
○ 10万	D	38	12				X	○	△		X		X	△				
	△		3		X		X											
	Cb																	
	Dd																	
	Dd																	
	Dd	45	5		X	○	○	○	○	○	○	○	○	○			X	
○ 50万			17	X					○				○					
X	c	36?	4		X	X	○	○				X						
X	Dd	62	4	X		X		△				○						
△	X	Dd	51	17		○	○	○	○			○			○			
	Dc	40	3	X	X	X	○	X									○	
	Dc		14		○	X		△				○	○	○				
		73	7	X		○		○	○	○	○	○	○	○		△		
	D	33	70	X	X	X	○	△		X	○	○	○	○	○	X		
			20															
X	○ 8.5割	C		5	○	X	X										X	
X		Dd	37	8			X		○	○	○	○	○	○	△			
			6														X	
X	Dd	34	8		△	X	○	△				○	○	○	○		X	
	Df	75	17	△	○	X	○	○		X	X							
	B	74	13															
	D	78	6	X	X	X	○	△		X	○	○	○	○				
	Cb																	
	Dd																	
	Dd	41	4				△		X	△								
			50		○													
○ 5割	Df	52	2		○	○	○				X		○		○	X		
X			20															
○	D	34	12	X	X	X	X	X			X	X					X	
c		11	X	X	X			○			○		○		○	△		
B		74	13															
	Dd	69子迄	2	○	○	○	○										△	
	Dd	48	2	○	○	○	○	○	△		○	△		○	○	○		
	Dd	71	3	○				△			○	○	○				○	
			74															
	D		17		△	△		△	○	○	○						△	
	B	34	7	△	X		X	△	X	X	○	○	○	○	○			
	Df	42	5				X		△									
	Bc	55	10	X	X	X		X				X	X	X	X			
X	Dd	79	25	○	X	X		○	X	○	○	○	○	○	○	○	△	
X	Dd	25	14		X	X	X		X	X		X	X		X	X	X	

契約関係における情報提供義務（七）（宮下）

番号	裁判所	年月日	掲載誌	審級關係	訴訟	勝敗	過失相殺
135②	岡山地裁支判	H8. 7.12	先物20-218			○	3.5割
136	大阪地判	H8. 11.29	先物21-1			○	7割
137	名古屋地豊橋支判	H9. 1.28	先物21-23		乙	○	
138	仙台高判	H9. 1.29	先物21-62	130控訴		○	4割
139	大阪地判	H9. 1.29	先物21-89			○	2割
140	大阪地判	H9. 1.30	先物21-122			○	相5割
141	大阪地判	H9. 2.24	判時1618-104・先物21-139	156-審	乙	○	8割
142	東京地判	H9. 2.25	判時1625-66・先物21-162			○	3割
143	前橋地判	H9. 3. 4	先物23-56	152-審		×	
144	秋田地判	H9. 3.25	先物25-431	174-審		×	
145	大阪高判	H9. 3.27	先物22-1	131控訴		○	4割
146	大阪地判	H9. 4.25	先物22-42			○	3割
147	岡山地判	H9. 5.27	先物22-80			○	5割
148	福岡地判	H9. 6.17	先物22-114			○	3割
149	神戸地判	H9. 9.26	判夕986-255・先物23-1			○	3割
150	札幌地判	H9.10.23	判時1646-129・判夕969-195		乙	○	7割
151	京都地判	H9.12.10	先物23-87	161-審		○	なし
152	東京高判	H9.12.10	判夕982-192・先物23-23	143控訴		○	5割
153	東京高判	H9.12.31	判夕994-198			○	5割
154	大阪地判	H10. 1.23	先物23-119			○	約5割
155	大阪地判	H10. 2. 9	判夕1003-233・先物25-241	168-審		×	
156	大阪高判	H10. 2.27	判時1667-77・先物24-1	141控訴	乙	○	7割強
157	名古屋地判	H10. 4.15	先物25-355	170-審		×	
158	名古屋第一宮支判	H10. 5. 8	先物24-15			○	6割
159	盛岡地判	H10. 5.19	先物26-1			○	
160①	仙台地判	H10. 7.30	先物26-145	181-審		○	4割
160②	仙台地判	H10. 7.30	先物26-145	181-審		○	4割
160③	仙台地判	H10. 7.30	先物26-145	181-審		○	4割
161	大阪高判	H10. 7.30	先物25-29	151控訴		○	
162	鹿児島地判	H10. 8.25	先物25-32			○	3割
163	前橋地桐生支判	H10. 9.11	先物25-64			○	4割
164	東京地判	H10. 9.26	判夕1039-191			○	8割
165	岡山地判	H10.10. 6	先物25-111			○	
166	最高裁	H10.11. 6	先物25-135	156上告		△	
167	金澤地判	H10.11. 6	判夕1045-231	甲	○	5割	
168	大阪高判	H10.11.19	判時1719-77・先物25-220	155控訴		○	5割
169	新潟地判	H10.11.25	先物25-299			×	
170	名古屋高判	H10.12.28	先物25-317	157控訴		○	5割
171	札幌地判	H11. 1.18	先物25-369			○	
172	札幌地判	H11. 1.22	先物25-393			○	4割
173	東京地判	H11. 1.25	先物27-36	185-審		△	
174	仙台高秋田支判	H11. 1.25	判時1692-76・判夕1039-159・先物25-409	144控訴		○	8.5割
175	東京地判	H11. 3.15	先物26-19			○	4割
176	佐賀地判	H11. 5.11	先物26-53			○	なし
177	佐賀地判	H11. 5.12	先物26-60			○	3割
178	前橋地桐生支判	H11. 5.26	先物26-89			○	4割
179	盛岡地判	H11. 5.28	先物28-84	188-審		×	
180	札幌地判	H11. 6.30	先物26-114	189-審		○	4割
181①	仙台高判	H11. 7.23	先物26-134	160控訴		○	5割
181②	仙台高判	H11. 7.23	先物26-134	160控訴		○	5割
181③	仙台高判	H11. 7.23	先物26-134	160控訴		○	5割
182	横浜地判	H11. 8.26	判時1718-82・判夕1044-136			○	8割
183	神戸尼崎支判	H11. 9.14	先物27-1			○	5割
184	盛岡地判	H11. 9.24	先物28-1			○	5割
185	東京高判	H11. 9.28	先物27-23	173控訴		○	なし
186	前橋地桐生支判	H11.10.20	先物30-1	213-審		×	
187	大阪地判	H11.10.28	先物27-45			○	6割
188	仙台高判	H11.12.15	先物28-119	179控訴		○	なし
189	札幌高判	H11.12.16	先物27-89	180控訴		○	2割
190	福岡地小倉支判	H12. 2.16	先物27-93			○	2割
191	佐賀地判	H12. 2.28	先物27-111			○	2割
192	東京地判	H12. 3.16	先物28-47			○	3.5割
193	最高裁	H12. 4.13	先物28-142	188上告		○	
194	名古屋地判	H12. 4.28	先物28-144			○	6割
195	名古屋地判	H12. 5.19	先物28-174	206-審		○	5割
196	新潟地判	H12. 6.14	先物28-198			○	4割
197	東京地判	H12. 7.14	先物29-1	203-審		×	
198	大阪地判	H12. 8.25	先物30-54			○	3割
199	名古屋岡崎支判	H12. 9. 7	先物29-52	210-審		○	5割

慰謝料	業者請求	経験	年齢	取引月数	適合	説明	断定	新規	両建	無断	一任	反復	過当	向玉	特定	無薄	仕切
X	Dd	69	15	X	O	X									O		
	Df	68	6	O	O					O	O		X				X
O	Bc	28	13	X	X	X		X	X	X	X		X			X	X
	Bc	55	10	X	O	O			X				X				
	Cc		10		O			O					X				
	Df	45	8		X			O	X	O	O	O	O				
	B	34	7		O				X			O	O				
	D	47	16										X				
	Dd	38	6		X	X		X	X			O	O		O	X	
O	B	48	7											O	O		X
X	Dc	56	7	X	O			O	X			O	O			O	
	△4割・相殺	C	69/64	12													
X	Dc	49	7		O			O	X	X	X	O					
X	X	D	34	12	X	O	O	O	O	O	O	O	O				X
	A	62	3	X				X	X	X	X	X	O				X
X	Dd	25	14			X			X	X	X	X	O	X	O	X	
X	c	75	0.5	X	X	X											
O5割	Bc	28	13	X	X	X		X	X	X	O	O			O	X	
O		52	8	X	X	X		X	X	X	O	O					X
X	Dd	49	9(4)	X	X	X			O	X	X	O	O	X	O		
X	B	39	8														
X	D	47	16														
	Dd	28	1	O													X
X		44	11	X	O			O	O	X	X	O	O		△	△	
	Dc		13	X	X			X	O	O	O	O	O		O		
X	Dc	63	37														X
X	Dd	64	8														X
	Dd	78	1		X	X		X									
Dd		2															
△相殺	c	4	X	X													
△相殺	Df	41	8														
X	Dd	54	12	O	O	O		X	O								
X	Dd	76	3	X	X	X		X									
b	46	8		X	X	X		O	X	X							X
X	c	73	1	X	X	X		O	O	X	X	O					X
B	81	21	△		X			O	X	X	O	O	O				
D	60	15						O	X	X	O	O	O				
X	Dd	74/75	5					X	O								
O6割	Dd	37	0.5	X	X	X		X	X	X							
	Dd	40	30	X	X	X		O	O	X	O	O	O				
	Dd	41	20	X	X	X		O	O	X	X	O	X	X	X	X	
X	c	7	X	X	X	X	O		O	X	O	X	O	X	O	X	
X	Df	8															
	Dd	34	7	X	O	O		X	O	O	O	O	O			O	
	Dc	54	5	X	X	O		O	O	O							
X	Dd	12		O	O	O		O	O	O	O	O	O		O	O	O
O5割	Dd	44	1		X	X	O	X						X	X		O

生じたか否かが不明である場合をC、過去に経験がない場合をD、過去に経験はないが、当該取引後に複数の業者との取引を開始した場合をEとして示した。また、株式取引や株式の信用取引等、商品先物取引以外の取引に関する顧客の経験の有無を意味する。過去にそれらの取引の経験があり利益を得た場合をa、過去に経験はあるが損失を生じた場合をb、過去に経験はあるが損失を生じたか否かが不明である場合をc、過去に経験がない場合をd、過去に経験はないが、当該取引後に複数の業者との取引を開始した場合をeとして示した。また、「年齢」とは、顧客の取引開始時の年齢を示している。なお、顧客が複数いる場合には、「/」で分けて表示した。

- ・「月数」とは、取引開始から取引終了時までの月数を意味する。なお、形式的に取引が継続している場合でも、実質的に取引が修了している場合には、その時点までの月数で計算した。顧客が複数いる場合には、「/」で分けて表示した。

・表では、以下の略語を用いている。「適合」=適合性原則、「説明」=説明義務違反、「断定」=断定的判断の提供、「新規」=新規委託者保護義務違反、「無断」=無断売買、「一任」=一任売買、「反復」=無意味な反復売買、「過当」=過当売買、「向玉」=向い玉、「特定」=特定売買、「無薄」=無敷・薄敷、「仕切」=仕切段階の違法性(拒否・遅延・強制手仕舞)。

なお、これらの項目のうち、○はその項目を理由に直接違法性が認められたもの、△は直接違法性は認められていないが違法性の判断要素とされているもの、×は当該項目に該当する行為はなされたが違法性はないとされたもの、※は「業者請求」では考慮されているものを指す。また、断定欄では、☆は利益保証が違法であるとされたもの、▲は利益保証のみで違法とはされていないが違法性の判断要素とされているもの、★は利益保証が違法ではないとされたものを指す。

契約関係における情報提供義務（七）（宮下）

番号	裁判所	年月日	掲載誌	審級関係	訴訟	勝敗	過失相殺
200	東京地判	H12. 9. 19	先物29-80			○	6割
201	大阪地判	H12. 9. 19	先物29-108			○	3割
202	和歌山地判	H12. 10. 21	先物31-1	217-審		×	
203	東京高判	H12. 11. 15	先物29-31	197控訴		○	約5.5割
204	大阪地判	H12. 11. 21	先物29-135			○	2割
205	大阪地判	H12. 11. 30	判時1745-110・先物29-179			○	なし
206	名古屋高判	H12. 12. 27	先物29-231	195控訴		○	5割
207	新潟地長岡支判	H13. 2. 1	先物31-47	221-審		×	
208	鹿児島地判	H13. 2. 7	先物30-92			○	4割
209	鹿児島地判	H13. 2. 26	先物30-187		乙	○	5割
210	東京地判	H13. 2. 26	先物30-251			○	4割
211	大阪地判	H13. 3. 1	先物30-309		甲	○	
212	名古屋地判	H13. 3. 21	先物30-344	240-審		○	3割
213	東京高判	H13. 4. 26	判時1757-67・先物30-29	186控訴		○	3割
214	大阪地判	H13. 5. 25	先物31-118			○	4割
215	名古屋高判	H13. 6. 13	先物30-384	199控訴		○	5割
216	大阪地判	H13. 6. 14	先物31-154			○	1割
217	大阪高判	H13. 7. 13	先物31-36	202控訴		○	5割
218	札幌地判	H13. 8. 24	先物31-171	乙	○	5割	
219	名古屋地判	H13. 9. 4	先物33-1			○	5割
220	札幌地判	H13. 9. 7	先物32-1			○	4割
221	東京高判	H13. 10. 10	先物31-104	207控訴		○	3割
222	静岡地浜松支判	H13. 10. 25	先物31-211			○	4割
223	岐阜地大垣支判	H13. 11. 15	先物31-229			○	2.5割
224	札幌地判	H14. 1. 21	先物31-288	乙	○	5割	
225	千葉地判	H14. 1. 31	先物31-305	乙	○		
226	神戸地姫路支判	H14. 2. 25	先物32-16			○	なし
227	大阪地判	H14. 2. 26	先物31-327			○	4割
228	札幌地判	H14. 2. 28	先物32-93			○	5割
229	札幌地判	H14. 3. 6	先物32-105	乙	○	なし	
230	新潟地判	H14. 3. 27	先物32-134	241-審	乙	○	6割
231	千葉地木更津支判	H14. 3. 29	先物32-153	244-審		○	なし
232	千葉地判	H14. 4. 25	先物33-27			○	6割
233	名古屋地判	H14. 4. 30	先物32-185			○	6割
234	名古屋地判	H14. 5. 14	先物32-219			○	6割
235①	名古屋地判	H14. 5. 24	先物33-69			○	なし
235②	名古屋地判	H14. 5. 24	先物33-69			○	7割
236	前橋地判	H14. 6. 12	先物32-292			○	3割
237	静岡地判	H14. 6. 17	先物32-269	甲	○	6割	
238	奈良地判	H14. 8. 23	先物33-127			○	
239	福岡地判	H14. 9. 30	先物33-163			○	3割
240	名古屋高判	H14. 10. 1	先物33-213	212控訴		○	6割
241	東京高判	H14. 10. 30	先物33-244	230控訴	乙	○	6割
242	大阪地判	H14. 11. 28	先物33-270			○	4割
243	東京高判	H14. 12. 19	判時1808-69			○	3割
244	東京高判	H14. 12. 26	先物33-302	231控訴		○	
245	名古屋地判	H15. 1. 17	先物33-332			○	3割

【裁判例一覧表の見方】

- ・年月日は、「H」は「昭和」、「H」は「平成」を意味する。
- ・掲載誌の略語は、法律編集者懇話会「法律文献等の出典の表示方法」（2002年版）に従った。なお、「先物」とは、先物取引被害全国研究会編「先物取引裁判例集」（1～2巻は「金先物取引裁判例集」）を指す。
- ・なお、ハイフンの前の数字は、「先物」以外は号数、「先物」は巻数を、後の数字はいざれもページ数を意味する。
- ・「訴訟」では、顧客が訴訟を提起したところ商品取引業者から反訴請求がなされた場合を「甲」、逆に商品取引業者が訴訟を提起したところ顧客から反訴請求がなされた場合を「乙」と表記した。
- ・「勝敗」とは、顧客側が訴訟に勝訴したか否かを示すものであり、勝訴した場合は○、敗訴した場合は×、一部勝訴した場合は△で示した。なお、過失相殺がなされた判決は△、一応勝訴判決として分類した。
- ・「過失相殺」の項目中、250・600とあるのは、600万の請求額のうち250万円を、4割・7割とあるのは、基本的には4割、一部損害については7割を過失相殺されたことを示している。なお、「相因」とあるのは、過失相殺ではなく、業者の不法行為と損害との相当因果関係が認められた部分を意味するが、表作成の便宜上、過失相殺の項目に含めた。
- ・「業者請求」とは、商品取引業者から顧客に対してなされた差損金等の支払請求がなされたことをいう。業者側の請求が認められた場合には○、認められなかた場合には×、一部のみ認められた場合には△で示した。なお、「相殺」とあるのは、業者側の支払請求が認められたが、顧客からの損害賠償請求も認められていないため、両者が相殺されたことを示している。
- ・「経験」とは、商品先物取引あるいはその他の取引に関する顧客の経験の有無を意味する。過去に商品先物取引の経験があり利益を得た場合を A、過去に経験はあるが損失を生じた場合を B、過去に経験はあるが損失を